

溶解する社会に、いかなる連帯か

田村 哲樹

名古屋大学大学院法学研究科准教授

はじめに

近年、「連帯」という概念・考え方が、(再)注目されている。しかし、なぜ今連帯なのだろうか。本稿は、現在連帯が注目される理由を整理したうえで、現在の状況においていかなる連帯が求められるのかという点について考察する。最終的に本稿は、労働中心的ではない連帯の意義を提起する。

1 連帯とは何か——二つの用法

連帯概念については、関連しつつも微妙に異なる2つの用法が見られる。一つは、広義の用法であり、連帯を、社会統合にとっての、一つの資源ないし要素と見なすものである。

私たちの社会があるまとまりをもつた秩序として成

たむら てつき

1970年生。名古屋大学大学院法学研究科博士課程修了。博士(法学)。名古屋大学大学院法学研究科講師、同研究科助教授を経て現在同研究科准教授。

専攻は政治学・政治理論。主要著書は『国家・政治・市民社会』(青木書店、2002年)、『ポジティブ・アクションの可能性』(共編)(ナカニシヤ出版、2007年)『岩波講座憲法3 ネーションと市民』(共著)(岩波書店、2007年)など。

り立つためには、(少なくとも)連帯が必要だ、というわけである。J・ハーバーマスが、社会秩序の制御媒体として、「権力」および「貨幣」と並んで連帯を挙げる場合などが、これに相当する。彼によれば、権力を媒介として作動する政治システム、貨幣を媒介として作動する経済システムと並んで、市民社会と公共圏から成る生活世界が連帯を媒介として作動することで、社会秩序は維持されうるし、より望ましいものになる。

もう一つの用法は、より狭義のものである。すなわち、社会保障／福祉国家の必要性の論拠あるいはその原理としての連帯である。「保険料の拠出や納税というかたちをとった資源の移転」を伴う福祉国家を「非人称の社会的連帯」(齋藤編 2004: 1)として特徴づける場合が、これに相当する。自然あるいは偶然の事情に由来する不平等、病気、老い、事故などを、個人の責任で対応すべき問題ではなく、「集合的なリスク」の発現として読み替え、「それへの補償を、社会全体の責任として構成するための論理」として、連帯が擁護されるのである(田中 2006: 221)。以下、この連帯を「社会的連帯」と呼ぼう。

以上のように区別したものの、二つの用法が全く無関係というわけではない。福祉国家の論拠としての社会的連帯を言うためには、各人が様々なアクシデントを「わたしたち」の問題として認識する程度には、人びとの間に何らかの集合的な関係性が成立していることが必要である。そして、この集合的な関係性こ

そは、社会統合の資源・要素としての連帯である。つまり、福祉国家を支える社会的連帯は、一定の社会統合としての連帯を基礎として、そのうえに成り立つ再配分のシステムである。

2 今なぜ連帯なのか？

統合の解体

それでは、今なぜ連帯が注目されるのだろうか。連帯の二つの用法に対応して、二つの理由がある。

第一に、私たちの社会の統合そのものが解体しつつある、との認識のためである。統合の解体とは、私たちの言動が抛って立つところの共通の基盤が弱体化することである。Z・バウマンは、現代を、「リキッド・モダニティ（液状化した近代）」の時代として捉える。それは、人びとの行動と相互依存を規制するあらゆる形式・範型がことごとく溶解してしまった時代である。その結果として、人びとは確かに「自由」になった。しかし、今や「範型と形式をつくる重い任務は個人の双肩にかかり、つくるのに失敗した場合も、責任は個人だけに帰せられる」。同時に、人びとの個人的生活と集合的な行動とをつなぐ「関係と絆」もまた、溶解してしまった（バウマン 2001: 7-12）。

現代を「再帰的近代化」の時代ととらえるU・ベックもまた、同様の認識を示している。現代は、かつて利用可能だった「集合的な、集団に固有な意味供給源」が枯渇し、解体しつつある時代である。その結果、「かつては家族集団や村落共同体のなかで、あるいは社会階級や集団の力を借りて克服することができた生活歴上の好機や危機、ジレンマを、人びとはますます自分自身でそれに気づき、解釈し、対処していかなければならない」。このことは、一方で、人びとの行為と選択、意思決定の可能性を開くことを意味する。ベックが、社会の様々な場所における「サブ政治」の活性化を指摘する所以である。しかし、他方で、この意思決定は、従来ならば依拠できたはずの判断基準=意味供給源を欠いたままでの、いわば不確実性の下での行為と選択とならざるを得ない。つまり、人びとは、意思決定の責任をますます担わされる一方で、それを確実なものとするための根拠はますます失われているのである。だからそれは、「意思決定不可能な意思決定」である（ベック 1997）。

バウマンとベックが目撃しているのは、人びとの言動の基準となるものの溶解・枯渇である。その結果、人びとは「自由」に行動し決定できるようになったが、その結果はすべて個人の責任となる。そのため、今や個人は、言わば「荷重超過」となっている。その「積荷」を軽減するための「範型と形式」「意味供給源」として、連帯が求められるのである。

社会的連帯への関心

連帯が注目される第二の理由は、福祉国家の縮小・再編が進行しつつあるとの時代診断の中で、その存立基盤としての社会的連帯に注目が集まっていることである。社会統合（としての連帯）の解体は、福祉国家を支える社会的連帯への関心の高まりにつながる。C・オッフェは、福祉国家に批判的な世論の高まりを分析した論文の中で、「経済的利益・結社への所属・文化的価値・生活スタイルの、広範な相対的に安定した包括的な共通性の解体は、連帯主義的なコミットメントの一般的な弱体化を適切に理解するための鍵である」と述べている（Offe 1996: 172）。

福祉国家を支える社会的連帯が成立するには、その前提として「相対的に安定した包括的な共通性」、すなわち社会統合が必要である。逆に言えば、社会統合としての連帯が解体しつつあるとすれば、それは社会的連帯の危機であり、ひいては福祉国家の危機である。実際、オッフェは、人びとの「共通性」の範囲が狭くなり、最終的には個人の損得勘定へと還元されるにつれて、福祉国家への支持が「非合理的」と見なされるようになる、と言う。一定の範囲で「共通性」が成立している場合は、人びとは「信頼・互恵性・共感・公正」の観点から福祉国家を支持する。しかし、そのような「共通性」が解体すると、福祉国家は個人にとって合理的か否かという観点からの

損得計算の対象となる。そこでは、福祉国家を支持しないという選択もまた、「合理的選択」となる。

以上のように、今日、社会統合の解体および福祉国家の危機という観点から、連帯概念に注目が集まっている。そこで問題は、「どのような連帯か?」である。

3 連帯と労働——「非人称」か?

「どのような連帯か?」という問い合わせに対する一つの回答として、「労働を通じた連帯」という回答があり得る。1990年代以降の欧米における福祉国家改革あるいは「社会的包摂」のプロジェクトが、人びとの就労を促進する形で進められたことはよく知られている。

ただし、注意すべきは、福祉国家と社会的連帯は当初より「労働を通じた連帯」であった、という点である。田中拓道によれば、19世紀末フランスの連帯思想の提唱者であったL・ブルジョワやE・デュルームにおいて、「個人とは、個別の職能を能動的に充足し、公教育や衛生教育を通じて『社会化』され、『リスク』の最小化を自ら引き受けける存在」であった。彼らにおいて、「人間」は、「労働する個人」へと読み替えられていたのである(田中 2006: 256)。ドイツのハーバーマスもまた、福祉(社会)国家において、「雇用関係の改革」が中心的な位置づけを与えられていたと指摘する。それは、労働に伴う様々なリスクを緩和する補償給付の制度化を目指したものであつた。ここから、「労働能力のある人はすべてそのような改善を施された補償つきの雇用体系に組み込まれなくてはならない、という結論」、すなわち「完全雇用の目標」が導かれる。福祉国家とは、「フルタイムの賃金労働者の役割」を基準として機能するものなのである(ハーバーマス 1994: 202-203)。

このように、従来の連帯とくに社会的連帯とは、ひとことでいえば「フルタイムで労働する(男性)国民」のそれであった。福祉国家における「非人称の連帯」は、実際には、ある程度「人称化」されたものだったと言うこともできよう。そこで、問題は、この「フルタイムの賃金労働者の役割」を、今後の連帯の基準に

することができるのか、あるいはそれを基準にすることが望ましいのか、ということである。

1980年代の初頭に、オッフェは、次のような二極分解の展望を示していた。すなわち、一方で、資本主義の中枢では、少数の「完全雇用され、熟練した、男性の、そして国内の(すなわち外国人でない)労働者」が相対的に特権化され、ますます高い賃金を得るようになり、他方で、周辺部では、「老人と若者、女性、外国人、精神障害者あるいは身体障害者」がいつそう周辺化され、労働市場とは違った制度に組み込まれることになる、と(オッフェ 1986: 112)。オッフェの示した展望は、今日、ますます現実化しつつあるのではないだろうか。今日の労働市場に見られるのは、一部の正規雇用と多数の非正規雇用とを組み合わせる雇用戦略、経済成長が(正規)雇用拡大をもたらすとは限らない状況、「ワーキングプア」層の出現、女性や外国人労働者の増加などである。

このような状況で問われているのは、労働を中心とした連帯の可能性そのものである。果たして、今もなお労働が広範な人びとの共通性の核心を構成すると言えるのだろうか。

かつての連帯は、フルタイム男性労働者という属性を共通性として持つことができた。しかし、今や「労働」を共通性の核心と見なすことは困難であるように思われる。「労働者」と言っても、現実に存在するのは、あまりに多様で異なる「労働者たち」である。また、「労働」は、多くの働くない／働けない人々を、「われわれ」の中に包摂することができない。「労働」を連帯の旗印に掲げることは、むしろ、分断や排除をもたらしかねないのである。

4 労働中心的ではない連帯へ

労働を中心とした連帯の後に、何が残されているのだろうか。かつて、ハーバーマスは、次のように述べた。「いまなお労働社会のユートピアによって生きながらえている社会国家のプログラムは、集合的に見てもっと平穏でより良い未来の生活の可能性を切

り開く力を失っている。新たなる不透明性とはこのような状況を指すのである。」(ハーバーマス 1994: 202)。たとえ先行き不透明であろうとも、もはや「労働社会のユートピア」に戻ることはできない。そこで、彼は、国家と市場の外部にある生活世界に根ざした公共圏と「市民社会 (Zivilgesellschaft)」に連帶の展望を賭けるのである。

いわゆる「市民社会論」については、1990年代以降、日本でも多くの議論がなされてきた。しばしばその意義は、「国家に抗する市民社会」という文脈で理解されてきた。しかし、市民社会論は、市場・労働を相対化する社会構想という意義をも持つていて、あらためて注目すべきである。このことは、国家と市場の両者を「システム」と呼び、それに生活世界を対置するハーバーマスの議論からも十分に窺えることである。より直接的に、B・バーバーは、市民社会の活性化と労働とが相反することを主張する。現在は、「賃金を稼ぐ者」という肩書きが「市民」という肩書きよりも尊敬される社会である。しかし、民主主義に必要なものは、労働ではなく余暇である。人々が労働から解放され余暇を持つ市民となることで、市民社会活性化の展望も開かれる。そうだとすれば、「解雇された者、完全な形で雇用されていない者、失業者——母親、家事をしている父親、人員削減を進める情報社会でリストラされた者、最下層の生活保護を受けている者を問わない」こそ、余暇を持ち、「もっとも有望な市民」である (バーバー 2007: 205-206, 208-210)。

人びとの共通性を、「(フルタイムで)労働すること」ではなく「市民であること」に求めることで、連帶の非人称の度合いは高まるであろう。連帶から見た場合の市民社会論の意義は、ここにある。

ただし、余暇を持つ市民であるためには、一定の生活保障も必要である。ここで、ベーシック・インカムを、「市民としての連帶形成」のための制度として位置づけることが可能である。ベーシック・インカムは、個人単位の無条件所得保障の制度と原理であり、就業／失業とは関係なく一律に給付されるものである。

従来の福祉国家は「フルタイム男性労働者」の社会的連帯に依拠した社会保障の仕組みであったが、ベーシック・インカムは、その給付において就労の有無を問わない。それゆえ、ベーシック・インカムは、「市民」という共通性に基づいた、新たな連帶の形成に貢献するかもしれない。もちろん、ベーシック・インカムが、どのような意味で「市民」形成に貢献するのかについては、様々な議論があり、必ずしも楽観することはできない。とりわけ、それは勤勉者に「ただのり」する「怠け者」を肯定し、不公平な社会を生み出すことに貢献する、という批判は根強く存在する。しかし、このような批判に対しては、各人の多様な生の保障、労働以外の諸活動の意義、「自由な社会」ではその一定程度の「悪用」は不可避であること、無条件性への一定の修正などによって、応答することも可能である (cf. 田村 近刊)。かくして、ベーシック・インカムは非常に論争的なアイデアであるが、労働の相対化を通じて、20世紀的な福祉国家と社会的連帯を問い直すとともに、新しい社会統合としての連帶の形成に貢献する可能性を秘めている。それゆえ、真剣な考慮に値するものなのである。■

〈参考文献〉

- 齋藤純一編 (2004)『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房。
田中拓道 (2006)『貧困と共和国』人文書院。
田村哲樹 (近刊)「シティズンシップ論とベーシック・インカム」武川正吾編『シティズンシップ論の展開とベーシック・インカムの可能性』(仮題)法律文化社。
C・オッフェ (1986) (星野 智訳)「福祉国家と社会主義の将来」『思想』第 743 号。
Z・バウマン (2001) (森田典正訳)『リキッド・モダニティ』大月書店。
J・ハーバーマス (1994) (河上倫逸監訳)『新たなる不透明性』松籟社。
B・バーバー (2007) (山口 晃訳)『〈私たち〉の場所』慶應義塾大学出版会。
U・ベック (1997)「政治の再創造」ベック／ギデンズ／ラッシュ(松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳)『再帰的近代化』而立書房。
Offe, Claus (1996) *Modernity and the State: East, West*, Polity Press.